

内容目次

1	一般的序論	11
1.1	この手引は何に関し、誰のためか?	11
1.2	この手引の構成	13
1.3	この手引中の例	15
2	REACH の下で何がアーティクルであるかの決定	18
2.1	物体の機能	18
2.2	物体の形状、表面及びデザイン	18
2.3	ある物体がアーティクルであるかどうかの決定	20
2.4	何が複合物体か?	24
2.5	包装材	25
2.6	結論の文書化	26
3	アーティクル中の候補リスト物質に対する要件	27
3.1	候補リスト物質	27
3.2	アーティクル中の候補リスト物質の情報伝達及び届出	28
3.2.1	供給連鎖の下流への情報の伝達	28
3.2.2	アーティクル中の候補リスト物質の届出	29
3.2.3	アーティクル中の候補リスト物質の濃度及びトン数を決定する方法 (情報伝達及び届出義務)	34
3.3	届出義務からの免除	46
3.3.1	既に当該使用のために登録された物質の免除	46
3.3.2	「ばく露の排除」に基づく免除	49
3.4	情報伝達されるべき、及び届出されるべき情報は何か	51
3.4.1	第33条に従う情報の伝達	51
3.4.2	第7条(2)に従う ECHA への情報の届出	53
4	アーティクルから放出されるよう意図される物質に対する要件	55
4.1	物質のアーティクルからの意図される放出	55
4.2	アーティクルから放出されるよう意図される物質に対する登録要件	57
4.2.1	放出されるよう意図される混合物中の物質の臨界濃度レベル	59
4.3	放出されるよう意図される物質に対する登録要件からの免除	60
4.3.1	登録免除からの一般的な免除	61
4.3.2	既に当該使用のために登録された物質の免除	61
4.4	アーティクル中の物質の登録	61
5	アーティクル中の物質に関する情報の入手	62
5.1	供給連鎖をとおした情報	62
5.1.1	EU 内の供給者からの標準化された REACH 情報	62
5.1.2	アーティクルに関する情報交換を行うための任意の情報ツール	63
5.1.3	供給連鎖の上流への情報の要請	63

5.1.4 供給者から受領する情報の評価.....	64
5.2 アーティクル中の物質の化学分析	65
5.2.1 化学分析の課題.....	65
5.2.2 アーティクル中の物質の化学分析の計画	66
付録1：ほかの手引書に包含される項目（topics）	68
付録2：アーティクルの供給者にとって EACH 規則の特に関連する部分	72
付録3：容器又は搬送用具中の物質／混合物の境界線事例.....	73
付録4：天然又は合成材料を加工する順序における物質／混合物とアーティクルの間の 境界線を定めることについての例	80
付録5：アーティクル中の候補リスト物質に対する要件の履行を容易にするためのヒント	92
付録6：第7条及び第33条に基づく要件が適用されるかをチェックするための例証事例	98